

福岡県感染拡大防止協力金 よくあるお問合せ(Q&A)

令和3年2月18日(木)10時30分時点

分類	No.	質問	回答	更新日
申請について	1	パソコン、スマホがない場合、申請はどのようにすればいいですか？	郵送により申請できます。 申請書はコールセンターにご依頼いただければ郵送するほか、商工会議所、商工会、市町村役場、県・中小企業振興事務所、県・保健福祉環境事務所で配布しています。	2/18
	2	【郵送申請の場合】申請書等を記載ミスした場合、修正ペンを使ってもいいですか？	書類の記入にあたっては、消せるボールペン、鉛筆、修正ペン等は使用しないでください。差し替えが必要になります。 記載ミスがあった場合は、二重線で消し、余白に修正内容をご記入ください。	2/5
	3	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか？	飲食店又は喫茶店の営業許可証により判断します。	1/18
申請主体について	4	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか？	対象外ですので、申請できません。	1/18
	5	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金の対象となりますか？	要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地や事業形態は給付要件に含まれていません。	1/18
	6	大企業は協力金の対象となりますか？	要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。	1/18
	7	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？	営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、原則、営業許可を受けている方が申請してください。	2/1
	8	申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象になりますか？	名義が異なる場合は、別途追加で申請者と営業許可証の名義との関係を説明する理由書(様式第3号)を連名で作成し、提出することにより、認める場合があります。 ※様式については県のHPIに掲載しています。	2/18
9	要請期間中に事業承継などにより営業主体が変わった場合は対象になりますか？	対象になります。 必要書類については申請時にご確認ください。	1/18	
期間について	10	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか？	原則、全期間にわたり要請内容に応じた営業時間短縮または休業にご対応いただく必要があります。ただし、やむを得ない理由により、1月16日(土)から要請に応じられない場合、1月18日(月)までに要請に応じた方は協力金の対象になります。	1/21
	11	福岡県の営業時間短縮要請が延期されたが、【第1期】1月16日(または17日、18日)から2月7日までの協力金の申請や給付はどのようになりますか 【第2期】に応じなかった場合でも、【第1期】のみを申請することはできますか。	【第1期】1月16日(または17日、18日)から2月7日までの協力金については、当初の予定のとおり、2月8日～3月7日の期間で申請を受け付けます。金額についても2月7日までの分、最大138万円を給付します。 なお、【第2期】2月8日から3月7日まで(要請期間が短縮された場合は短縮後の要請期間の最終日まで)の協力金については、【第1期】と別に申請いただき、審査いたします ※【第1期】の要請に応じていれば、【第2期】の要請に応じていなくても、【第1期】の分は申請できます。 ※【第2期】の要請に応じていれば、【第1期】の要請に応じていなくても、【第2期】の分は申請できます。	2/4
	12	要請期間中に新たに開業した場合には協力金の対象となりますか？	対象外です。 ただし、やむを得ない理由により、1月18日(月)までに開業し、1月18日から2月7日まで時短営業の要請に応じていただければ、協力金の対象となります。	1/18

分類	No.	質問	回答	更新日
	13	要請期間中に廃業した場合には、日割りで協力金の対象となりますか？	対象になりません。	1/21
	14	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか？	全期間営業時間短縮を実施していれば対象になります。	1/18
対象施設について	15	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか？	店舗ごとに申請していただきます。一部店舗の書類に不足があって審査が中断した場合でも、問題の無かった他店舗分については審査を継続し、完了したのから順次お支払いできる利点があります。	2/2
	16	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか？	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業へのご協力をお願いいたします。	1/18
	17	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか？	福岡県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。	1/18
	18	酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか？	要件を満たせば協力金の対象となります。	1/18
	19	酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか？	要件を満たせば協力金の対象となります。	1/18
	20	20時を超えて営業している店舗が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか？	時短要請の対象となる店舗で、20時から翌朝5時の間、店内で客へ飲食を提供するなどの営業を行わなければ、テイクアウトやデリバリーを行っても対象となります。	1/18
	21	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど)は協力金の対象となりますか？	対象外です。	1/18
	22	ホテルや旅館の食堂や宴会場の営業を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか？	宿泊者以外にも飲食を提供する食堂や宴会場であれば、協力金の対象となります。	1/22
	23	ホテルや旅館の食堂や宴会場を冠婚葬祭で使用する場合は、協力金の対象となりますか？	冠婚葬祭での使用は要請の対象外ですが、同じ場所を冠婚葬祭以外の用途でも使用し、要請に応じている場合は、協力金の対象になります。	1/26
	24	もともと飲食店で20時を超えて営業していたが、コロナの影響により、要請前から一時的にテイクアウト専門に切り替えていた場合は協力金の対象になりますか？	コロナの影響により、要請前から一時的にテイクアウト専門に切り替えている場合は、コロナの影響を受ける以前において夜20時から翌朝5時に営業していたことが確認できる場合は、対象になります。	1/18
25	飲食店営業許可証は持っていないが、缶ビールやおつまみの提供は行っている。協力金の対象となりますか？(※酒類小売業に区分される、いわゆる角打ちのお店)	対象外です。協力金の対象は、飲食店営業許可を持つ飲食店としております。	1/21	
26	屋台は対象になりますか？	飲食店営業許可を受けている場合は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)」として、対象になります。	1/21	

分類	No.	質問	回答	更新日
営業時間短縮の態様について	27	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？	対象外です。ただし、もともと20時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため時短要請以前から一時的に営業時間を短縮し、20時以降の営業を行っていない場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出してください。	1/18
	28	金曜日以外は、18時・19時で店を閉めるが、金曜日のみ居酒屋になり、22時ごろまで営業をしている。この場合は、助成金の対象となるのか。	福岡県による営業時間短縮要請に応じている場合は、対象となります。	1/26
	29	営業時間は9時から20時で、酒類提供時間も同じく9時から20時である。この場合、要請内容どおり酒類提供時間を11時から19時とすることで、協力金の対象となりますか？	対象外です。協力金の給付要件として、「①福岡県内において、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること」とあるため、酒類提供時間の短縮のみに応じた場合は対象となりません。	1/21
	30	20時以降に料理を提供せず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか？	対象外です。20時から翌朝5時の間、店内で客へ飲食を提供するなどの営業を控えていただく必要があります。客に対し、20時までに退店いただくようご案内ください。20時以降店舗に客がいない状態にすることが時短営業の要請です。また、酒類の提供は11時から19時までです。なお、20時に営業が終わり、お客様がトイレ、タクシー待ちで退店しきれずに店内にいる程度であれば、問題ありません。	1/22
	31	酒類の提供は19時オーダーストップなのか、19時に酒を下げる必要があるのか。キープボトルはどうすればよいか。	19時までに最後の酒類の提供を終える必要があります。19時以降20時までの間に客の手元にある酒類(キープボトル含む)を下げる必要はありませんが、20時までには客が退店する必要がありますのでご注意ください。	1/18
	32	終日休業とした場合は協力金の対象となりますか？	要請期間が開始する前に夜20時から翌朝5時の間に営業していた店舗を終日休業とした場合、対象になります。	1/18
	33	もともと20時を超えて営業していたが、コロナの影響により、要請前から休業しており、要請期間開始後も引き続き休業している場合は協力金の対象になりますか？	コロナの影響により、要請前から一時的に休業し、要請期間開始後も引き続き休業している場合は、コロナの影響を受ける以前において夜20時から翌朝5時に営業していたことが確認できる場合は、対象になります。	1/18
	34	申請に必要な書類について教えてください。	申請に必要な書類は、次のとおりです。詳細につきましては、「 福岡県感染拡大防止協力金のご案内 」をご確認ください。 ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ ②通帳の写し ③確定申告書(税務署の收受印が有るもの)の写し(【法人】最新の事業年度分、【個人事業者】令和元年年分、令和2年分のいずれか) ※③が提出できない場合は、直近3カ月の売上帳の写し。ただし、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書又は開業届の写しでも可 ④店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真 ⑤飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し ⑥営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど) ⑦酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する飲食店のみ	2/18

分類	No.	質問	回答	更新日
申請に必要な書類について	35	申請に必要な書類の「確定申告書の写し」とは、具体的にどの部分が必要か？	<p>●法人の場合 「法人税確定申告書別表一(一)」(税務署の收受印が有るもの)の写しを提出してください。(お手元にある最新の事業年度分)</p> <p>●個人事業者の場合 「確定申告書B第一表」(税務署の收受印が有るもの)の写しを提出してください。(令和元分、令和2年分どちらでもよい)</p> <p>※電子申告(e-TAX)の場合は、「受信通知(メール詳細)」と上記確定申告書の写しを提出してください。 なお、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要です。</p> <p>※個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、その部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてください。</p> <p><確定申告書の写しが提出できない場合> 直近3カ月の売上帳の写しを提出してください。</p> <p><新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合> 次のいずれかの書類を提出してください。 ・「法人設立届出書」の写し ・「開業届」の写し ・直近3カ月の売上帳の写し</p>	2/18
	36	申請に必要な書類の「法人税確定申告別表一(一)」の「お手元にある最新の事業年度分」とは、過去何年分まで提出可能ですか。	申請される月の属する事業年度の前事業年度分の確定申告書までです。	1/28
	37	令和2年分の申告を行いました。受付印をもらい忘れ。後から税務署で日付をさかのぼって受付印を押すことはできますか？	後から税務署で日付を遡って受付印を押すことはできません。	1/28
	38	申請に必要な書類の「開業届」とは、どのような書類ですか？	開業届とは、新たに事業を開始するときなどに、事業者から税務署に提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」を指します。	2/1
	39	「個人番号(マイナンバー)」や、「本籍地」が記載された書類の提出にあたって、注意すべき点はありますか？	<p>添付書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、黒塗りをするなどして個人番号(マイナンバー)が読み取れないようにしてください。</p> <p>※個人番号(マイナンバー)が記載されている書類 ・確定申告書(原本) ・住民票の写し ・個人番号(マイナンバー)カード(本人確認書類として提出する場合は番号が記載されていないオモテ面のみを添付してください。)</p> <p>また、補足資料として、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)や戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)などを提出する場合についても、黒塗りをするなどして本籍地が読み取れないようにしてください。</p>	2/10

分類	No.	質問	回答	更新日
	40	飲食店営業許可を紛失してるが、どうすればよいか。	保健所の押印がある「証明申請書」は、飲食店営業許可(※営業許可通知書)の代替書類として取り扱いま す。ただし、「営業者名」「営業の種類」「営業所の名称 等」「営業所所在地」「許可年月日及び番号」「許可期 間」など証明内容に空欄がある場合は、内容を確認で きないため、受付できません。 ※「証明申請書」は、保健所によって名称が異なる可 能性があります。営業許可を受けた保健所にご相談いた だき、「営業許可を受けていることを証明する書類」を取 得し、飲食店営業許可の代わりに、ご提出ください。	2/5
	41	飲食店営業許可について、「営業許可通知書」という書類と「許可事項」という書類があるが、どれを提出すればよいか。	「営業許可通知書」をご提出ください。	2/18
	42	「社交飲食店営業許可」で、飲食店営業許可の代用とできますか？	代用できません。 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営 業許可の許可書写しをご提出ください。 ※なお、許可書によっては、営業許可通知書というタイ トルとなっている場合もあります。 ※社交飲食店営業許可など風営法に基づく許可書をお 持ちの飲食店は、食品衛生法に基づく許可と併せて風 営法に基づく許可書もご提出ください。	2/4
	43	紙の申請書類は、どこで入手できますか？	※2月4日配布開始 ※2月7日以前の消印の申請書類は受付できない場合 がありますので、ご注意ください。 ●申請書の配布場所 商工会議所、商工会、市町村役場、県・中小企業振 興事務所、県・保健福祉環境事務所 ●ホームページから入手 「(6)申請に必要な書類」の項目に申請書を掲載して いますので、プリントしてご使用ください。 ●郵送により取り寄せ 下記の【問い合わせ先】まで依頼いただければ、申請 書を郵送いたします。 【問い合わせ先】 福岡県感染拡大防止協力金コールセンター (電話番号) 0120-567-918 (受付時間) 9時00分～17時00分(平日、土、日、祝 日)	2/5
	44	HPなどで公表されている必要書類について、事情があつて提出できない場合、対象とはならないのですか？	給付要件を満たしていることの確認のための書類です ので、代替書類があれば審査時に対応いたします。	1/18
	45	営業時間を確認ができるホームページは、自社のホームページではなくGoogleやグルメサイト、フリーペーパーのコピーの営業時間でもよいですか？	構いません。	1/22
	46	屋台を休業した場合、休業の状況が分かる写真はどのようにすればいいですか？	屋台を閉じた状態等の写真を提出してください。	1/18